

千代田区いじめ防止等のための基本方針

平成26年4月8日
教育委員会決定

1 基本方針策定の意義

いじめは、その対象となった子どもに深刻な苦痛を与え、時にはその生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立ち、指導の充実を図り、児童・生徒（以下「児童等」という。）が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

千代田区いじめ防止等のための基本方針（以下「本方針」という。）は、いじめ問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）及び千代田区いじめ防止等のための基本条例（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（千代田区立学校をいう。以下同じ。）に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下同じ。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童等は、いじめを行ってはならない。

また、いじめは刑事罰の対象となり得る不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得る。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こりうるとの認識に立ち、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めることが大切である。また、いじめを察知した場合には、速やかに解決に努めることが重要である。とりわけ、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じることが必要である。

（1）心の教育を重視した学校づくり

学校においては、道徳教育を充実させ、他者への思いやりと自尊感情の育成に努める。特に、

様々な人間関係の中で、相手の立場を理解したり気持ちを考えたりする体験を通して、人間関係の基盤として思いやりの心を身に付けさせる。また、自他のかけがえのない命の大切さに気づくことができる指導を確実に行う。さらに、すべての児童等が自己有用感や自己肯定感を高め、達成感をもてるような学校生活を送ることができるよう、日常の授業の改善及び充実に努める。

(2) いじめを許さない学校づくり

教員は、児童等との日常的なかかわり合いを大切にし、温かな人間関係を築くことが大切である。加えて、児童等や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を作るのが大切である。そのためには、学校の全教育活動の中で、意図的かつ計画的に、人権を尊重する教育を推進する。また、児童等による自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

(3) 早期に発見し、的確な指導を行う

いじめられた児童等の情報やいじめの兆候を見逃さず、早期発見や早期対応を図ることが大切である。そのために、行動観察等を通して、その実態把握に努める。また、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。さらに、周囲の児童等が勇気をもっていじめ等の情報を発信できるよう、児童等による主体的な取組を支援する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める必要がある。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体で組織的に対応する。

(5) 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める

いじめ問題に適切に対応するためには、学校と家庭、地域、関係諸機関とが連携して、児童等の規範意識を養い、いじめに関する情報等を共有し、また、いじめ問題について相談する体制を構築することが大切である。そのために、道徳授業地区公開講座や保護者会等での啓発や情報交換、学校と地域との連絡会等の機会を十分に活用する。また、家庭、地域の役割を改めて明確にする（8及び9）。

(6) いじめが生まれる背景と指導上の注意

教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

○発達障害を含む、障害のある児童等がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童等の障害の特性への理解を深め、当該児童等のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

○海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、その差からいじめが行われないよう学校全体で見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等に対するいじめを防止するため、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等については、受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 千代田区教育委員会における取組

(1) 「いじめ総合対策」の実施

千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法及び本方針に基づく具体的な取組として、「いじめ総合対策」を着実に実施する。

【いじめ総合対策】

未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめ等に関する教員研修の実施及び教職員の対応力向上 ② 各学校における、生命や人権について深く考える人権教育・道徳教育の充実 ③ 道徳授業の充実や研修会のため、専門家「心の教育コーディネーター」を派遣 ④ 人間関係づくりを目的とした「フレンドシップ・サポート」を実施（小学校4年生～中学校3年生） ⑤ 特にインターネットにおけるいじめ防止に向けて、親子で学ぶ「情報モラル」を実施 ⑥ いじめ防止に関わる啓発資料（リーフレット・ポスター等）を児童や生徒の協力を得て作成し、全児童・生徒に配布
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ① 区立学校の全児童・生徒を対象に年3回アンケート調査の実施 ② いじめに関する報告書の提出（生活指導主任会における月例報告） ③ 教職員間において、児童等の状況についてより一層の情報共有 ④ 都費及び区費スクール・カウンセラーの派遣と教育相談の充実 ⑤ 365日24時間対応のいじめ・悩み相談ホットラインの開設 ⑥ スクールライフ・サポーターの派遣 ⑦ いじめ相談レターの配布 ⑧ スクール・ソーシャルワーカーや教育管理職経験者等による学校巡回訪問の実施 ⑨ 学校生活アンケートを実施し、友人や学校との関係を把握（小学校4年生～中等教育学校6年生）
迅速対応	<ul style="list-style-type: none"> ① どの学校でも適切な対応をとれるよう、いじめ対応資料を作成し、全教職員へ配布 ② 事故・事件発生時の迅速で適切な対応に向け、学校に専門家チームを設置（学校健全育成サポートチーム） ③ 事故・事件発生時の迅速で適切な対応に向け、教育委員会の危機管理体制を再整備 ④ 問題発生時に、問題対応や児童等のケア、学校の経営安定化等に当たるため、必要に応じ弁護士、臨床心理士、教育管理職経験者などの専門家を学校へ派遣

(2) いじめの防止等のための組織及び対応

ア いじめの防止等のための組織

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1項）の設置に代え、いじめの実態把握及びいじめの防止等に向けた対策について、青少年問題協議会に定期的に報告し、協議するものとする。

イ いじめ問題対策委員会

教育委員会は、いじめ防止等のための対策を実効的なものにするため、法第14条第3項及び条例第15条第1項の規定により、附属機関として千代田区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。対策委員会は、教育委員会が任命する委員5名以内を持って組織し、任期は2年とする。

なお、対策委員会の構成員は次のとおりとする。

- ・学識経験者
- ・専門家（法律、心理、医療等）

教育委員会は、学校健全育成サポートチームから重大事態の報告を受けた際には、対策委員会に審査を命ずる。対策委員会は学校健全育成サポートチームからの報告を審査し、その結果を教育委員会に報告する。また、教育委員会から要請があった場合もしくは対策委員会自ら必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項に規定する調査を行い、教育委員会に報告する。

ウ 児童施設等健全育成サポートチーム

千代田区立児童・家庭支援センターは、児童施設等におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、条例第 14 条第 3 項の規定により、児童施設等健全育成サポートチームを設置する。児童施設等健全育成サポートチームの組織及び運営については、「学校健全育成サポートチーム等設置規則」で定める。

エ いじめへの対応

教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受け、又は児童等若しくは保護者等から通報を受けた時は、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめをうけた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

※ いじめ問題調査委員会

区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、法第 30 条第 2 項及び条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、千代田区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会は、学校健全育成サポートチーム及び対策委員会の委員以外の者から、区長が任命する委員 5 名以内を持って組織し、任期は 2 年とするが、調査が継続している場合は、当該調査が終了するときまでとする。

なお、調査委員会の構成員は次のとおりとする。

- ・学識経験者
- ・専門家（法律、心理、医療等）

（3）重大事態の発生時

本方針において「重大事態」とは、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」もしくは「児童等がおおむね 30 日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。

ア 学校は、事案について直ちに教育委員会へ報告し、教育委員会は、区長へ報告する。（法第 30 条）

イ 学校は、教育委員会の指導及び支援のもと、6（2）に示される「学校健全育成サポートチーム」による調査を行う。（法第 28 条第 1 項）

調査結果について、学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は区長へ報告する。

ウ 教育委員会は、重大事態の発生について学校健全育成サポートチームから報告を受けたときは、報告の内容について、対策委員会に審査を命ずるものとする。（条例第 15 条第 4 項）

対策委員会は、学校健全育成サポートチームからの報告を審査し、その結果を教育委員会に報告する。必要があると認めるときは当該審査のほか、自ら法第 28 条第 1 項に規定する調査を行い、審査及び調査の結果を教育委員会に報告する。（条例第 15 条第 5 項）

エ 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、対策委員会が行った

調査により明らかになった事実関係等について適時、適切な方法で提供するものとし、必要に応じて経過報告を行う（法第 28 条第 2 項）。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

オ 教育委員会は、対策委員会からの報告を受けたときは、学校健全育成サポートチームからの報告に対策委員会が行った審査及び調査の結果を添えて、区長に通知する。いじめを受けた児童等及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。（条例第 15 条第 6 項）

カ オにおける教育委員会の報告を踏まえ、区長が再調査を決定した場合には、教育委員会及び学校は、区長の要請に応じて調査委員会の再調査に協力する。また、区長の議会等への調査結果の報告にあたっては、必要な協力を行う。

ク 教育委員会は、区長が必要に応じて実施した再調査の結果及び対応を踏まえ、自らの権限と責任において、当該事案への対処及び当該重大事態と同種の重大事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

ケ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるものとして報告・調査等に当たるものとする。

（4）検証と改善

本方針は国の基本方針の見直しに合わせ、教育委員会においてその内容及び取組等を協議し、改善を図ることとする。

6 学校における取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定【法定】

学校は、法、本方針、条例及び「いじめ総合対策」等を参酌し、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。（法第 13 条）

（2）いじめの防止等の対策のための組織等の設置【法定】

ア 学校は、管理職、スクール・カウンセラー、生活指導主任等を中心とした、生活指導部等の日常的にいじめの問題等、生活指導上の課題に対応する組織（以下「生活指導部等」という）を置くとともに、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための専門組織として「学校健全育成サポートチーム」を置く（法第 22 条及び条例第 14 条第 1 項）。学校健全育成サポートチームの詳細は、「学校健全育成サポートチーム等設置規則」に定める。

イ 重大事態が発生した場合には、学校は、学校健全育成サポートチームを活用し、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会へ報告する。（法第 30 条）

（3）学校におけるいじめ防止等に関する取組【法定】

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

（4）いじめ防止のための取組に対する学校評価

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。さらに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（5）いじめに対する措置

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・

安心を確保する責任を有する。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消としない。「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案し判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめ行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、面談等により確認を行う。

「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性を十分踏まえ、教職員は被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 学校におけるいじめ防止基本方針

各学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」はおおむね以下の内容とする。この方針は、学校がいじめに対する行動計画と捉え、以下について分かるよう、より具体的な内容を示すようにする。

○学校が児童等をどのように育てようとしているかが分かる。

○個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かる。

○保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かる。

(1) 学校いじめ防止基本方針策定のねらい

学校における、いじめの防止等への対応についての基本的な考え方を示す。

(2) いじめ問題への対応を中心として行う組織の明示

学校は、生活指導部等を設置する。生活指導部等の設置にあたっては、既存の組織にいじめ問題対応の機能をもたせることも可能とする。

また、専門家や関係機関等と連携して、いじめ問題に対応するために、**学校健全育成サポートチーム**を置く(6(2)ア)。

(3) 具体的な取組計画の作成

「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を明示する。また、それぞれの取組内容を意図的かつ計画的に行う必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、年間計画として策定する。

未然防止	<p>いじめの未然防止に向けた様々な活動を、学年・学校全体の取組として示す。すでに、行っている活動等のいじめ防止の視点や意義を加えて行うなど、学校ごとに工夫して作成する。その際、体系的、組織的な取組を学校全体として進めていくことが必要であることから、学級独自の取組のみを学年・学校全体の取組に代えて行うことは適切ではない。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成 ・道徳教育や人権教育の充実による、いじめに向かわない態度や能力の育成 ・児童等による、いじめ防止に向けた標語コンクールや、あいさつ運動を年間2回実施 ・情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の『親子で学ぶ「情報モラル」』教室を開催（年1回） ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
早期発見	<p>ふれあい月間等におけるアンケートや個別面談の実施、相談週間等の実施など学校における全体的な取組を計画する。調査や面談、相談の結果についても「いつまでに」「どのように」精査し、どのような対応を図っていくのかを検討し、取組について明記する。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間等のアンケートを活用し、いじめの実態を把握するとともに、いじめが疑われる事案がある場合には、本人、保護者、関係者に聞き取り調査を実施する。 ・スクール・カウンセラーを活用し、いじめの報告件数の多い小5、中1を中心に全員面談を実施 ・保健室や相談室の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備 ・教職員全体のいじめに関する情報共有の機会を定期的に設定 ・ふれあい月間等におけるアンケートや学校生活アンケートの結果を活用し、児童等の心の状態を客観的に把握し、指導に役立てる。 <p>※調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）やスクール・カウンセラーによる相談記録は、児童等の卒業後5年間保存する。（電子データによる保存も可とする）</p>
早期対応	<p>発見したいじめに対して、その対応への学校の基本姿勢を明記する。</p> <p>教職員等は、いじめを発見した場合は、直ちに生活指導部等に報告すると共に事実確認を行う。生活指導部等は、その後の対応方針を決定して実行する。すべての教職員に対しても必要な情報を提供し、共通した取組を行う。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを発見した場合、かかえこまず速やかに対応できる組織づくり ・いじめを受けた児童等及びいじめを知らせた児童等の安全を守る校内体制の確立 ・いじめを行った児童等及びその保護者に対する指導 ・いじめを見ていた児童等に対して、自分の問題としてとらえさせる取組 ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案については、警察と連携
重大事態への対応	<p>重大事態が発生した場合には、5（3）に従い、学校が主体となって、区や教育委員会と連携し、対応する。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに教育委員会へ報告するとともに、学校健全育成サポートチームを招集し、改めて学級、学年又は全校の児童等にアンケート調査等を行うなどして実態を把握する。 ・必要に応じて、教育委員会、警察・児童相談所、教育相談室、適応指導教室と連携を図り、解決に当たる。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

法第 23 条第 1 項に基づき、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに生活指導部等に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

(5) 検証と改善

学校いじめ防止基本方針は、一定期間ごとにその取組を検証し、改善を図ることが必要である。学校評価を活用し、具体的にいつどのように検証し、改善を図っていくのかについて明示する。

8 保護者の役割

子どもの教育についての第一義的な責任は家庭にある。いじめの防止等に対する保護者の役割を改めて確認する。

- ① どの児童等も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 児童等のいじめを防止するために、学校や地域の人々など大人同士の情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協同して取り組む。
- ③ いじめを発見し、また、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。
- ④ 児童等と一緒に過ごす時間を大切にし、その悩みを聞くなど十分な会話に努める。
- ⑤ 他人を思いやる優しい心、社会生活のルールやマナーを守ることの大切さを教えるとともに、人とのつながり、生命や自然の大切さを考えさせる機会をもつ。
- ⑥ 児童等に「早寝、早起き、朝ごはん」など正しい生活習慣を身につけさせるとともに、体を使って外で遊ぶ機会を増やす。

9 地域の役割

いじめの防止等は、教育委員会、学校、家庭だけではなく、地域の力を結集し、地域全体で取り組む必要がある。

- ① 登下校の見守りや、環境整備、学校運営等にできる限り協力し、児童等が安心して過ごすことが出来る環境づくりに努める。
- ② 児童等の成長や生活に関心をもち、積極的に声をかけ、児童が多くの人に見守られていることを実感できるようにする。
- ③ 特に、いじめの兆候等が感じられるときは、注意するとともに、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止に努める。